

## 令和7年度に向けた不登校対策の検討状況について

中野区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の不登校児童・生徒並びにその保護者に対してよりよい支援を提供するために令和7年度に教育委員会が取り組む不登校対策の検討状況について報告する。

### 1 「(仮称) 中野区不登校支援ガイドライン」の策定について

教育委員会では、不登校支援の取組の方向性を学校や保護者、区民等に示すために、不登校対策アドバイザーを交えて「(仮称) 中野区不登校支援ガイドライン」を検討している。

#### (1) 区の不登校支援施策の基本的な考え方

##### ①目標

不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す。

##### ②基本姿勢

学校に「行きづらい」、「行けない」要因は様々であり、誰にでも起こり得るものという認識をもち、不登校の時期が休養や自分を見つめなおす等の意味を持つこともあるという姿勢で児童・生徒一人一人に寄り添う。

##### ③支援の方向性

学校教育を受ける機会、周囲の児童・生徒と交流や切磋琢磨する機会が減ってしまうことにより社会的自立を目指す上で課題が生じ得ることを留意して適切な支援を行う。支援にあたっては、児童・生徒一人一人のニーズや児童・生徒本人がどうありたいのかという希望や願いを踏まえる。多様なニーズに応じるために学校や教育委員会だけではなく、福祉や医療の専門機関、地域の関係機関等と連携する。

#### (2) ガイドラインの主な内容

- ①区が目指す姿として、現状と課題を整理し、支援の基本的な考え方を示す。
- ②学校における未然防止、早期発見・対応、継続的な支援の方策を示す。
- ③教職員や保護者の理解促進等の支援の実効性を高めるための取組を示す。

#### (3) 今後のスケジュール（案）

令和7年3月 ガイドライン（案）報告  
ガイドライン策定

### 2 教育支援室の運営体制等の見直し

教育支援室の運営体制を充実させるために民間事業者を活用して新たな運営体制を構築することで学習支援機能と居場所機能の一体的な充実を図ることを検討している。

(1) 新旧対照表

	令和6年度まで	令和7年度から
場所	みらいステップなかの3階	同じ
開室日時	月～金 9時～15時	月～金 9時～ <u>16</u> 時
対象児童・生徒	区内在住の児童・生徒	同じ
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別学習・ものづくりや調理等の体験・校外学習</li> <li>○VLP</li> <li>○進路指導</li> <li>○個別面談・保護者会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別学習・ものづくりや調理等の体験・校外学習・<u>小集団学習・探究活動・宿泊体験・レクリエーション</u></li> <li>○VLP・<u>オンライン学習</u></li> <li>○進路指導</li> <li>○個別面談・保護者会</li> </ul>
学習・体験活動支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会計年度任用職員 (内訳) ・元教員等(5名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者からの派遣職員(4名程度)</li> </ul>
教育相談体制	心理士(3名)	同じ
入・退室相談学校との調整体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会計年度任用職員 (内訳) ・不登校対策アドバイザー ・元教員(2名)</li> </ul>	同じ
全体統括	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指導主事</li> <li>○不登校対策アドバイザー</li> </ul>	同じ
利用料	無料	同じ

(2) 民間事業者から派遣される職員の配置

- ①業務責任者または副責任者を1名以上配置する。
- ②指導員として学校等における学習指導経験者または教員免許取得者(年度内の取得見込を含む)を3名以上配置する。

(3) 教育支援室内の環境整備

別紙を参照。

(4) 1日の活動例

児童・生徒が最大4つの学びの中からその日にやることを選択する。

		月火水	月火水金	月火水木金	木
		小集団学習	探究学習	個別学習	体験学習
9:00～		朝の会			
1限	9:30～	国語の学び	ソーシャル・スキルトレーニング	ソーシャル・スキルトレーニング	ものづくりや調理等
2限	10:30～	算数・数学の学び	個人探究	選択学習	
3限	11:30～	英語の学び			
12:20～13:10		昼食			
4限	13:10～	理科の学び	個人探究	選択学習	ものづくりや調理等
5限	14:10～	社会の学び			
15:10～		振返り・清掃			

(5) 事業者選定

指名競争入札

(6) 今後のスケジュール（案）

令和7年1月 公募

1月～2月 事業者選定作業

3月 事業者決定

4月 運用開始

3 「中野区小学校不登校巡回支援員」の配置

中学校に設置している校内別室を小学校においても全校に設置するために小学校を巡回する人員を配置することを検討している。

(1) 職務内容

指導室長および勤務した学校の校長の指揮監督の下、次に掲げる職務に従事する。

- ①不登校児童の登校や学習の支援及び、教育相談に関すること。
- ②不登校児童の保護者との連絡調整及び、教育相談に関すること。
- ③学校における校内別室の環境整備に関すること。
- ④学校および関係機関等における会議等へ出席すること。
- ⑤その他、指導室長が必要と認めること。

(2) 資格要件

次の各号のいずれかに該当する者

- ①教員免許取得者（年度内の取得見込を含む）
- ②学校等において児童又は生徒に対し学習指導の経験のある者
- ③学校等において教育相談に関する実践経験がある者

(3) 任用

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員及び本職に関する設置要綱による。

- ①支援員は、5人とする。
- ②支援員の選考は公募とする。
- ③選考の方法は、書類審査及び面接とする。

(4) 任期

採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で中野区教育委員会が定める。

(5) 勤務態様

- ①勤務日数 1月当たり16日以内
- ②勤務時間 1日当たり7時間45分
- ③勤務場所 区立小学校

(6) 今後のスケジュール（案）

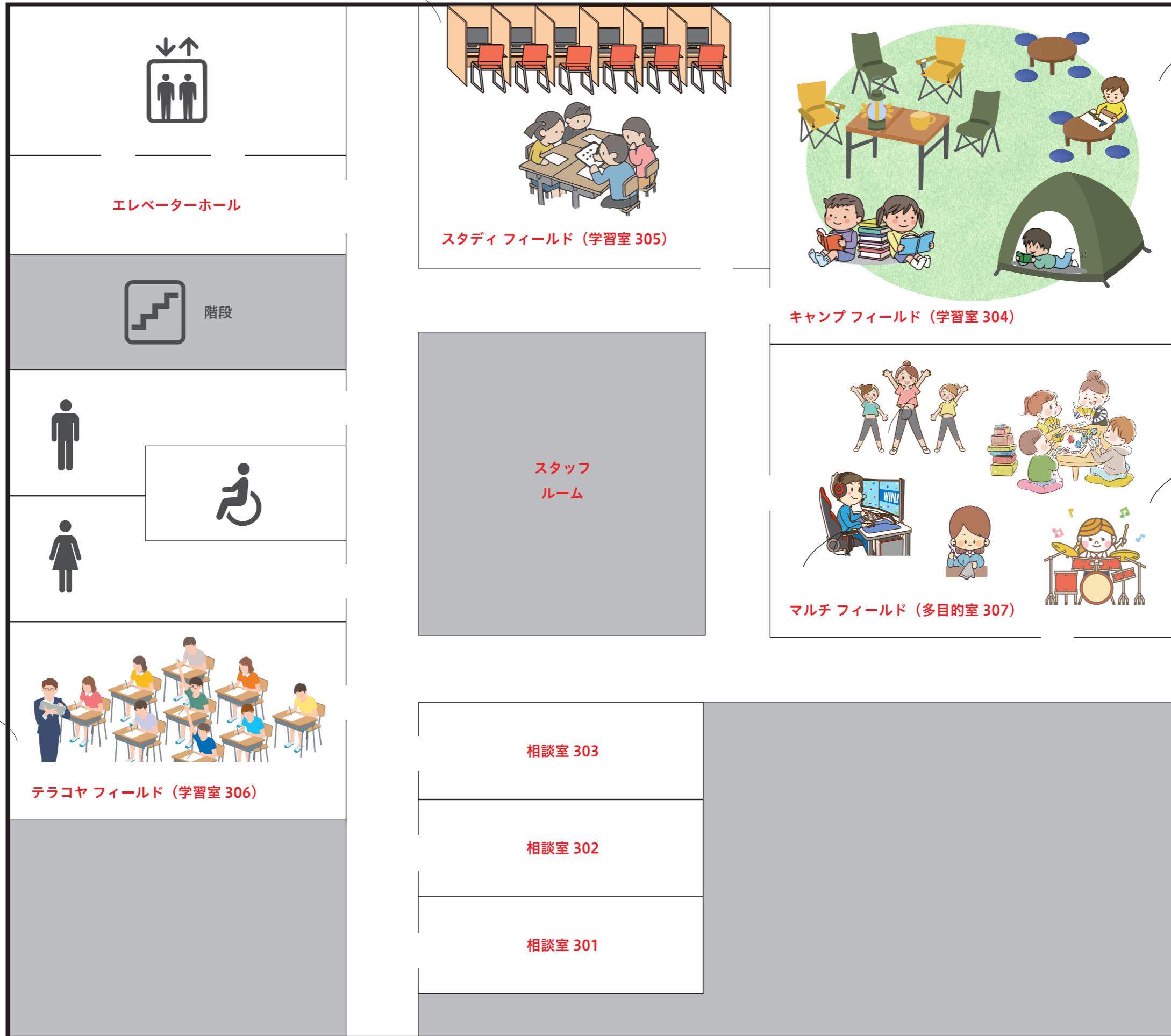
令和7年1月 公募・書類審査

2月 面接・決定

4月 勤務開始

別紙 教育支援室内環境整備イメージ図

個別（小集団）で  
自習やオンライン学習に  
取り組む部屋



勉強したり、ゲームしたり、  
談笑したり、読書したり、  
一人ひとりが、まずは  
「ここが自分の居場所」と  
思える、安心できる空間

スポーツ、アート、  
eスポーツ、音楽、資格  
取得、ものづくり、宇宙、  
演劇など…

一人ひとりの興味関心、  
得意なことに合わせて  
選択授業が開講！

「1つの教室に、10種類  
の学校がある」そんなマル  
チな用途に使用される空間